

みんなで投票
あなたの一票
大切に

みなみえちぜんちょうちょう 南越前町長選挙

投票日
2月13日(日)
午前7時～午後8時

選挙告示
2月8日(火)

南越前町政を担う町長を決める大切な選挙です。

期日前投票



投票は、当日投票所で行うのが原則ですが、次のような理由があって投票できない人は、期日前投票をすることができます。

- 投票日に仕事や冠婚葬祭の予定のある人
- 投票日にレジャーや買い物、または病気の治療などで投票区内（南越前町）にいない人
- 病気、けが、妊娠などで歩行が困難なため、投票日に投票所へ行けない人

期日前投票は次の投票区と場所で行います。

- ・南越前町にお住まいの方 南越前町役場
- ・南越前町の今庄地区にお住まいの方 今庄総合事務所
- ・南越前町の河野地区にお住まいの方 河野総合事務所

南越前町役場の期日前投票所では、町全域にお住まいの方の投票ができます。

必要な物

- ・入場券
※入場券が届いていない場合は、受付の時に申し出てください。
- ・宣誓書
※役場に用意してありますので、その場で記入します。

不在者投票

● 指定病院や指定老人ホームなどでの不在者投票

県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院、入所している場合は、そこで不在者投票をすることができます。

手続きについては、病院または入所先でお尋ねください。

● 郵便などによる不在者投票

身体に重度の障害がある方や、介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、郵便による不在者投票ができます。「郵便で不在者投票ができる人は次のとおりです。

● 郵便などによる不在者投票における代理記載

郵便などによる不在者投票をすることができる人で、一定の障害のある人は、代理の方に記載してもらうことができます。(あらかじめ、選挙管理委員長に届け出が必要です)

郵便などによる不在者投票の対象者

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹	1級 2級	特別項症から第2項症まで	要介護5
移動機能	—	—	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級 3級	特別項症から第3項症まで	
免疫	1級～3級	—	

郵便などによる不在者投票ができる方のうち代理記載制度の対象者

障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢・視覚	1級	特別項症から第2項症まで

■ 選挙に関するお問合せ
選挙管理委員会 ☎ 47-8000

投票できる方は必ず投票しましょう。

今回の選挙で投票できる人

年齢20歳以上（昭和60年2月14日以前生まれ）の日本国民で、平成16年11月7日までに旧南条町、旧今庄町・旧河野村に転入し、届出をした人。そして、引き続き旧南条町、旧今庄町・旧河野村に住所を有し、南越前町の選挙人名簿に登録されている人です。

※ただし、選挙人名簿に登録されていても、投票日までに他の市町村へ転出した人は投票できません。

投票所入場券

投票できる方には、1月下旬に投票所をお知らせする入場券を郵送します。投票には、入場券を持参し、決められた投票所で投票してください。

投票所と時間

投票所は次の16カ所で、午前7時から午後8時までです。

投票区	投票所	投票区の区域（行政区）
第1投票区	南条保健福祉センター	東谷・清水・脇本・嶋・上平吹・日野
第2投票区	上野生活改善センター	下牧谷・上牧谷・上野・堂宮・金粕・桜町・促進住宅
第3投票区	上別所集落センター	鯖波・奥野々・上別所・関ヶ鼻
第4投票区	南条地区公民館	東大道・西大道・鋳物師
第5投票区	阿久和区民センター	中小屋・阿久和
第6投票区	湯尾小学校	新北府・北府・山王・日吉・天王・稲荷（湯尾）・八幡・旭（湯尾）・八乙女・燧・社谷
第7投票区	古木生活改善センター	久喜・長沢・馬上免・古木
第8投票区	小倉谷林業集会所	上温谷・小倉谷・瀬戸・杉谷・杉木俣
第9投票区	今庄小学校	荒目・藤倉・白鬚・梅ヶ枝・立石・観音・愛宕・旭（今庄）・稲荷（今庄）・栄
第10投票区	鹿蒜公民館	南今庄・下新道・上新道・大桐・二ツ屋
第11投票区	堺公民館	合波・大門・孫谷・板取・荒井・八飯
第12投票区	堺東公民館	宇津尾・橋立・広野・楸谷
第13投票区	せせらぎ	大谷・大良・河内・菅谷・具谷・赤萩・桜団地
第14投票区	河野総合事務所	河野・今泉
第15投票区	甲楽城公民館	甲楽城
第16投票区	糠公民館	糠・神土・杉山・八田

開票所と時間

南条地区公民館2階ホールで午後9時30分から行います。